

中南米における制度改定の動向

2016年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部 米州課

はじめに

本報告書は、2016年2～3月にジェトロの『通商弘報』に掲載された中南米における制度改定の動向をまとめたものである。

例年、中南米の多くの国で12月までに税（課税率の変更含む）をはじめ、投資実務や労務実務等に関する制度改訂が国会で議論される。そして当該法案が承認されると翌年1月以降に順次施行される。

本報告書では、チリにおける法人税の納税方式の選択基準、ブラジルにおける電気電子機器にかかる税制インセンティブの終了など、中南米6カ国において2015年末から2016年初めにかけて実施された制度改定の一部を取り上げた。

本報告書が中南米地域におけるビジネス展開の一助となれば幸いである。

海外調査部 米州課

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

.....

目次

ベネズエラ	1
所得税法を改正、高額金融商取引税を導入.....	1
ブラジル	4
I. 新たな電力料金体系で国民負担を軽減.....	4
II. グッド法の減免措置が一部の電気電子機器で終了	5
チリ	8
法人税の納税方式の選択基準を明確化.....	8
コロンビア	12
重税に企業が反発、新たな税制改革案審議へ	12
メキシコ	16
憲法改正で最低賃金を罰金・制裁金の単位から分離.....	16
ペルー	18
外国人就労者の諸手続きを簡素化.....	18

ベネズエラ

所得税法を改正、高額金融商取引税を導入

ニコラス・マドゥロ大統領は、一時的に大統領に立法権を付与する「大統領授權法」の有効期限だった2015年12月31日の直前に、複数の政令を発効させた。その中には所得税法の改正や高額金融商取引税の導入など、企業活動に影響を与えるものが含まれている。

<金融機関の法人税率を40%に引き上げ>

2015年12月30日付特別官報6,210号に公示された政令2,163号により所得税法が改正され、即日発効した。同政令により所得税法の第5条（収入金額の計上時期）、第32条（繰り延べ資産）、第52条（税率）、第84条（源泉徴収）、第171条および第193条（インフレ調整）、第198条（発効日）が修正され、第56条と第57条（税の減額）が削除された。

今回の改正で重要なのは、第5条、第32条、第52条、第171条の修正と第56および第57条の削除だ。第5条は事業所得における収入金額を計上すべき時期について定めている。これまで、財、動産、不動産の譲渡や使用、サービスの提供による収入金額を計上すべき時期は、支払いがあった時点とされていたが、今回、一部の例外を除いて取引が発生した時点に改められた。これに関連して第32条の繰り延べ資産について規定していた箇所が削除された。

第52条は法人税率について定めている。これまでの最高税率は34%だったが、今回は銀行業、保険業など金融機関については所得額に関係なく税率を40%に引き上げた。

第171条はインフレ調整について定めているが、国家税関徴税統合庁（SENIAT）に「特別納税者」として認定された納税者および金融機関は、所得税法第9編第2章が定めるインフレ調整を適用しないとした。特別納税者の認定要件は、年間所得3万UT（租税単位）以上、もしくは月間所得4,500UT以上の法人、個人事業主であることとされている。ベネズエラでは税金や罰金、従業員手当や行政手続き料金などを計算する際はUTを用いている。現在は1UT=177ボリバル（約3,186円、1ボリバル=約18円）のため、認定要件は年間所得531万ボリバル以上、もしくは月間所得79万6,500ボリバル以上ということになる。なお、インフレ調整の適用対象から除外された納税者の会計の調整方法は、後日SENIATが規則を公表するとしている（第193条）。

第 56 条、第 57 条の削除も影響が大きい。工業、農産加工業、建設、電気・通信、科学技術、観光業、農業、漁業、環境の分野で技術革新や生産拡大に資する新規投資を行った場合、投資額の一部に相当する額を税額から差し引くとしていた条文が削除され、新規投資への税制上のインセンティブが廃止された。

<余力のある法人などからの徴税を強化>

また、同日の特別官報に公示された政令 2,169 号により、高額金融商取引税が導入された。特別納税者の法人および個人事業主が課税対象で、口座引き落とし、振り込み、カード決済、小切手や有価証券の譲渡など、あらゆる金融取引に際して取引額の 0.75% が税金として徴収されることになる。個人であっても特別納税者への支払いに課税される場合がある。なお、同税は経費として認められない。

「エル・ムンド」紙（電子版 1 月 7 日）によると、経済調査会社 ODH コンサルタントは、高額金融商取引税の導入により、2016 年に予定されている税収 1 兆 4,241 億ボリバルの 0.85% に当たる 121 億ボリバルが確保できるとしている。金融取引に税金を課すのは比較的容易で、かつ税金を逃れるのが難しいとみている。

ベネズエラの徴税システムは十分に整備されておらず、所得税や社会保険料などが適切に支払われていない。OECD が発表した中南米・カリブ諸国における税収（GDP 比）をみると、多くの国が税収を増やしている中、ベネズエラの税収の伸びの低さが際立っている（表参照）。その一方で、年金受給者の拡大や国営企業の労働者の増加により公的部門の支出は拡大傾向にある。政府は資金余力のある法人を中心に徴税を強化する姿勢を示しており、今後も新たな税導入の可能性があると見えそうだ。

中南米・カリブ諸国における税収額のGDP比

(単位:%、ポイント)

	1990年	2000年	2010年	2013年	増減	
					1990年比	2000年比
ブラジル	28.2	30.1	33.2	35.7	7.5	5.6
アルゼンチン	12.4	18.0	26.7	31.2	18.8	13.2
バルバドス	23.0	30.2	30.7	29.8	6.8	△ 0.4
ボリビア	7.0	14.7	20.4	27.6	20.6	12.9
ウルグアイ	19.6	21.6	27.0	27.1	7.5	5.5
ジャマイカ	23.0	22.8	25.0	25.0	2.0	2.2
コスタリカ	16.1	18.2	20.8	22.4	6.3	4.2
チリ	17.0	18.8	19.5	20.2	3.2	1.4
コロンビア	9.0	14.6	18.0	20.1	11.1	5.5
メキシコ	15.5	16.5	18.5	19.7	4.2	3.2
エクアドル	7.1	10.1	16.3	19.3	12.2	9.2
ニカラグア	—	13.0	17.6	19.2	—	6.2
パナマ	14.7	16.7	18.1	18.9	4.2	2.2
ペルー	12.1	14.5	18.0	18.3	6.2	3.8
ホンジュラス	16.2	15.3	17.3	18.0	1.8	2.7
パラグアイ	5.4	14.5	16.5	16.4	11.0	1.9
エルサルバドル	10.5	12.2	14.8	15.8	5.3	3.6
ベネズエラ	18.7	13.6	11.4	14.2	△ 4.5	0.6
ドミニカ共和国	8.3	12.4	12.8	14.0	5.7	1.6
グアテマラ	9.0	12.4	12.4	13.0	4.0	0.6
中南米・カリブ(20ヵ国)単純平均	14.4	17.0	19.8	21.3	6.9	4.3
OECD(34ヵ国)単純平均	32.2	34.3	32.8	34.1	1.9	△ 0.2

(出所) OECD

ブラジル

I. 新たな電力料金体系で国民負担を軽減

国家電力庁(ANEEL)は新たな電力料金体系を発表し、2月1日から運用を開始した。2014年末から2015年前半にかけての水不足で水力発電による電力供給が減少し、高コストの火力発電の割合が上昇したため、2015年3月以降、電力料金は上昇していた。今回の料金改定は、降雨による水力発電の回復を踏まえたもので、インフレ抑制にもつながる、と期待されている。

<料金を4種類にし、加算分も一部引き下げ>

2014年末からの極端な降雨量不足に伴う水力発電の供給能力低下と、コスト高の火力発電による電力供給割合の増加により、ANEELは2015年3月以降、電力料金を引き上げた。具体的には、発電所の稼働率に応じて月ごとに3種類の料金のいずれかを適用することとした。

今回の改定により、料金は4種類に細分化され、電力不足の場合の加算料金も一部引き下げられたことで国民の負担は軽減される。新たな料金体系は、従来どおり「緑(十分な電力が供給できる月)」は基本料金のみ、「黄(若干不足する月)」は基本料金に月額キロワット時(kWh)当たり1.5リアル(約42円、1リアル=約28円)が加算される。改定前の加算額は2.5リアルだった。また、最も高い料金ゾーンと「黄」の間に新たに設けられた「赤1」(逼迫すると予想される月)という料金は、加算額が3リアルに設定された。そして、最も電力供給の逼迫が予想される月の料金「赤2」については従来の「赤」の加算額と同じとなっている。

月ごとの料金はANEELのウェブサイトで前月下旬に公表される。ちなみに2016年2月は「赤1」が適用されている。

今回の改定の背景としては、2015年の電力消費量が発電電力量を下回り、余剰電力があることが挙げられる。また、国内の多くの地域で降雨不足が若干回復したことにより、今後火力発電を使用する頻度が減る可能性が高いこともある(「バロール」紙1月27日)。

ANEELのアンドレ・ペピトン理事は「バロール」紙に、「電力が逼迫する状況を完全に脱したわけではない」とコメントし、引き続き節電を呼び掛けている。また、1月28日付「フォーリャ・ジ・サンパウロ」紙によると、政府はダム貯水率が低い地域などを中心

に降雨量の回復状況を見て、南東部などが乾季に入る 6 月頃までに電力料金を引き下げる意向で、3月に「黄」、5月に「緑」を適用することを目指している。

<インフレ下押し効果は限定的か>

今回の料金体系改定は、インフレ率の低下につながることを期待されている。2015年の消費者物価の上昇率は10.67%で、2002年以来となる2桁を記録した。高インフレの要因として特に電力料金の値上げが影響していることが明らかになっている。1月27日付「バロール」紙によると、電力料金体系の「黄」が適用されるのは2016年半ば以降になるとみられることから、インフレの下押し効果は限定的との見方が多いものの、料金改定自体がインフレの沈静化に向けて重要なステップだとの指摘もある。

II. グッド法の減免措置が一部の電気電子機器で終了

ブラジル政府は2015年12月30日、ITやソフトウェア産業へ恩典を供与する「グッド法」に関連する新たな政令を発表した。スマートフォン、タブレット端末、パソコンなど一部の電気電子機器にかかる社会統合基金・公務員厚生年金（PIS/PASEP）および社会保険融資負担金（COFINS）の減免措置を取りやめる。徴収再開で、対象となる製品には最大9.25%の税金が新たに課される。

<徴税復活で小売価格が50～500リアル上昇>

2015年12月30日付政令13241号によると、スマートフォン、タブレット端末、パソコンや関連機器を小売業者などが消費者に販売する際、これまで免税となっていたPIS/PASEPおよびCOFINSの徴収が復活する。同年12月31日以降、対象となるこれら製品に対して最大9.25%が課税される（表参照）。当地報道によると、小売価格は今後、50リアル（約1,400円、1リアル＝約28円）から500リアル程度上昇するとみられる。加えて、部品の多くを輸入している製品の場合、通貨切り下げにより輸入資材が高騰しており、さらなる価格上昇につながることを懸念される。

社会統合基金・公務員厚生年金、社会保険融資負担金の徴収が復活するもの

NCMコード	製品
8471.30	携帯用の自動データ処理機械(重量が10キロ以下で、少なくとも中央処理装置、キーボードおよびディスプレイから成るものに限る)
8471.30.12	重量が3.5キロ未満で最低70キーの英数字キーボードおよび140平方センチより大きく560平方センチ未満のディスプレイから成るものに限る
8471.30.19	その他
8471.30.90	その他
8471.40	その他の自動データ処理機械
8471.41	少なくとも中央処理装置、入力装置および出力装置を同一のハウジングに収納しているもの(入力装置と出力装置とが一体となっているかいないかを問わない)
8471.49	その他のもの(システムの形態で提示するものに限る)
8471.50	処理装置(第8471.41号および第8471.49項のものを除くものとし、記憶装置、入力装置および出力装置のうち1または2の装置を同一のハウジングに収納しているかいないかを問わない)
8471.50.10	低容量でマイクロプロセッサおよび第8471.70号の記憶装置を同一のハウジングに収納しているものとし、単位のFOB価格が1万2,500ドル以下のもの(拡張コネクタが複数あるかいないかを問わない)
8471.60	入力装置および出力装置(同一のハウジングに記憶装置を収納しているかいないかを問わない)
8471.60.52	キーボード
8471.60.53	ポインティングデバイス(マウス、トラックボールなど) ただし、圧力で作動するものを除く
8517.12	携帯回線網用その他の無線回線網用の電話
8517.12.31	ポータブル
8517.62	音声、画像、その他のデータを受信、変換、送信または再生するための機械(スイッチング機器およびルーティング機器を含む)
8517.62.41	ワイヤレス接続可能なもの
8517.62.55	モデム
8517.62.62	携帯電話技術
8517.62.72	15ギガヘルツ(GHz)未満の周波数および34Mbps(メガビット毎秒)以下の伝送速度のもの[112kbps(キロビット毎秒)以下の伝送速度の送受信兼用の無線機を除く]
8517.62.77	その他のもの(15GHz未満の周波数のものに限る)

(出所)2015年12月30日付政令13241号付属書およびTecweb Infoconsult

政府は、情報産業分野の発展を目的として、2005年(2005年11月21日付政令11196号)に「IT サービス輸出奨励特別プログラム」、通称「グッド法(Lei do Bem)」を制定。IT サービスやソフトウェア輸出産業に対する奨励策として、法人所得税や法人所得に対する社会負担金の減税、研究開発拠点向けの設備購入に対する工業製品税(IPI)の減税を行い、売上高の60%以上を輸出する企業を対象に、IPIやPIS/PASEPおよびCOFINSの免税措置を与えていた。これにより、スマートフォン、タブレット端末、パソコンなど電気電子機器の小売価格が安くなったことで販売増加につながり、さらに海賊版ソフトウェアの減少などにも一定の効果を示した。

ブラジル電気電子工業協会（ABINEE）によると、2013年から2014年にかけてブラジルにおけるスマートフォン販売台数は急増しており、2013年は携帯電話販売台数のうち5割以上、2014年は7割以上がスマートフォンだった。

<政府は増税を見込むも消費者離れに懸念>

財政難に陥っているブラジル政府は、国内販売が好調な同分野において増税を行うことで、財政立て直しの一助としたい思惑がある。政府は、2015年以降さまざまな分野で相次いで増税を行っており、当地経済誌「EXAME」によると、今回の徴税復活により、2016年に約67億レアルの歳入を見込んでいる。

しかし、経済が低迷した2015年は同分野も伸び悩んだ。ABINEEの集計を基にブラジル地理統計院（IBGE）が公表したデータによると、2015年の国内の電子機器生産台数は前年比21%減少し、2002年以降の最低となった。クリスマス商戦などで販売の伸びが期待された2015年12月も、生産台数は前年同月比28.4%と大きく減少した。

今回の政令制定によりグッド法自体が消滅したわけではないが、高インフレや高金利で経済回復の兆しがみえない中、スマートフォンなどぜいたく品に対するPIS/PASEPとCOFINSの免税措置がなくなり、さらなる価格上昇となれば、消費者離れは避けられない。ABINEEによると、2015年12月だけで電気電子分野において8,000人が職を失っており、2015年通年では4万5,500人が失業しているという。ABINEEのウンベルト・バルバト会長も、同産業の縮小を懸念している。財政立て直しと経済回復を目指すブラジル政府にとって、引き続き険しい道のりが続きそうだ。

チリ

法人税の納税方式の選択基準を明確化

チリでは 2016 年に入り、税制および外資誘致に関する制度変更が行われた。2 月 1 日には税制改革簡素化法（20,899 号）が公布され、新税制の理解・適用がしやすくなるよう、法人税の納税方式の選択基準がより明確にされた。また外資誘致に関しては、1 月 21 日付で従来の外資委員会（CIE）に代わり、対内投資促進庁（APIE）が活動を開始した。

<税制改革法を簡素化>

チリでは税制改革（財務省法 20,780 号、2014 年 9 月 29 日官報掲載）が段階的に進められている。同改革の目的は、教育無償化をはじめとする教育改革や社会プログラムの財源を確保するとともに、投資・貯蓄に対するインセンティブも与えながら、税制上の公平を実現することにある。税制改革法の発効後 1 年以上が経過し、新税制がスムーズに施行されるためには、同制度の見直し・修正が必要だとの声が多く出されたこともあり、税制改革法を簡素化するための法案が 2015 年 12 月 15 日、議会に提出された。

税制改革法により、第 1 カテゴリー税（法人税）は 2017 年以降、インテグランド方式とセミ・インテグランド方式に分けられ、それぞれ異なる税率が適用されることになっている（注 1）。そのため、各方式を選択するに当たっての基準を速やかに提示するためにも、簡素化法案は緊急案件に指定され、2016 年 1 月 27 日に上下院で承認が得られた。パチェレ大統領は 2 月 1 日、税制改革簡素化法 20,899 号に署名し、3 月には租税・税関裁判所法修正のための法案を提出し、即座に審議・承認されるよう緊急案件に指定するとコメントしている。

<納税方式の基準明確化と変更の制限>

簡素化法により、所得税法、付加価値税（IVA）法などに修正が加えられた。主な修正は、所得税法の法人税の納税方式に関するもので、各方式の選択基準がより明確にされ、他方式への変更に制限が加えられた。具体的には、インテグランド方式を選択できるのは、自然人のみで構成される個人起業家、個人有限責任会社、一部の簡易株式会社などに限定され、株式会社および出資者に法人が含まれる企業は、セミ・インテグランド方式とされ、インテグランド方式を選択している企業に法人の出資者が加わった場合は、セミ・インテグランド方式に変更しなければならない、とされた。

また、自然人のみで構成される個人起業家、個人有限責任会社、一部の簡易株式会社な

ど、インテグランド方式の対象とされている企業は、中小企業用簡略化方式（所得税法 14 条 ter-A）の選択も可能とされた。

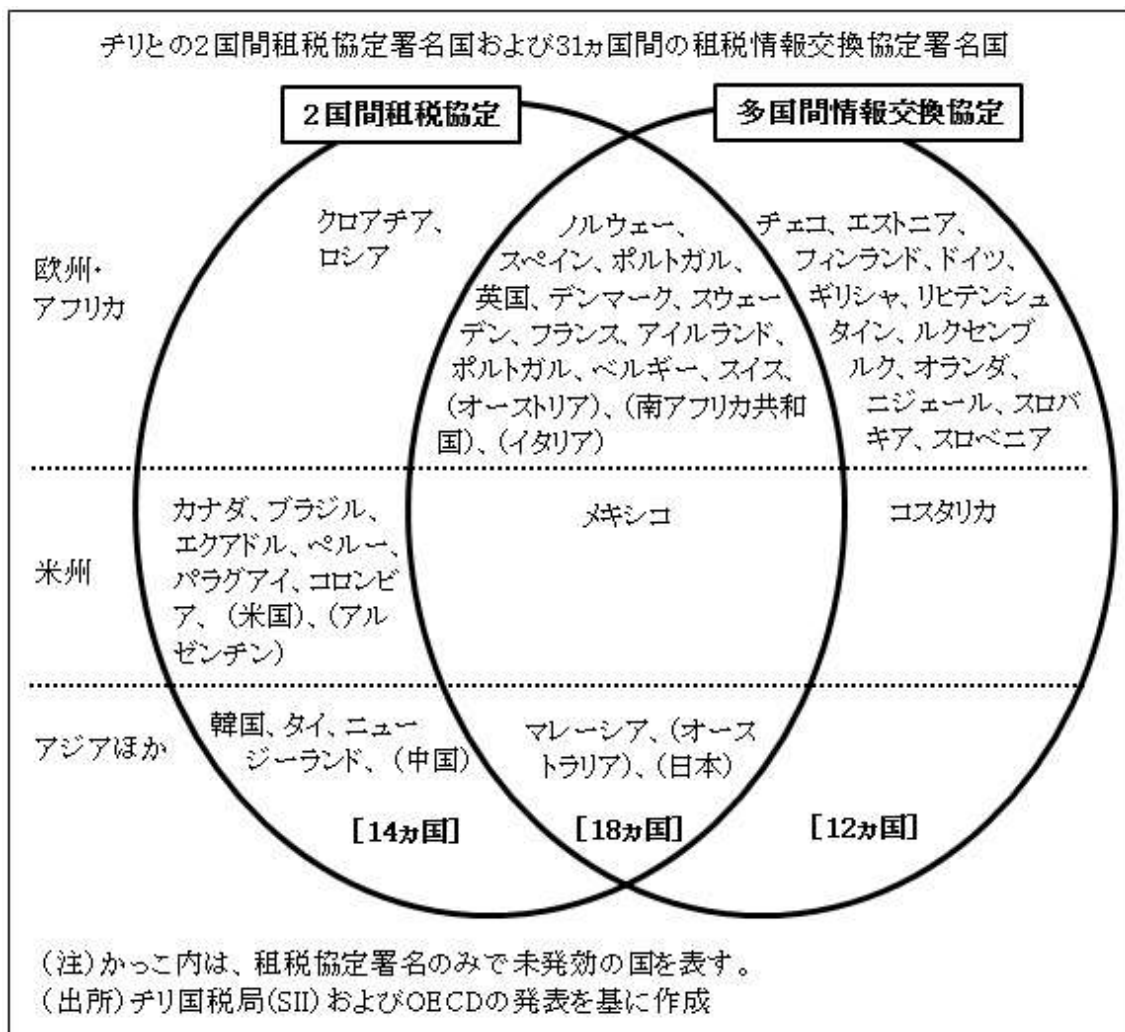
このほか中小企業に対しては、資本金が 6 万 UF（注 2）以下で、過去 3 年間の売上高が年間平均 5 万 UF（各年の売上高は 6 万 UF）を超えない場合、税制改革法により、インテグランド方式と類似する中小企業用簡易方式が選択でき、法人税免除（2017 年以降、収入に応じた補完税のみ賦課）や簡略会計処理（収入と支出の差額に対し法人税を賦課、電子帳簿の導入ほか）などが適用される。

財務省の発表によると、2015 年に 14 条 ter-A を選択した中小企業の数 は 10 万件超、簡素化法署名時に 14 条 ter-A 選択の企業数は合計約 20 万件を超えており、インテグランド方式または 14 条 ter-A を選択する企業は 95%になるとみられている。

そのほか、IVA 法については不動産売却時の IVA 導入などに修正が加えられ、税法では租税回避条項に関し、2015 年 9 月 30 日以前にさかのぼって適用されないことが明示された。

さらに租税協定関連では、税制改革法において、セミ・インテグランド方式選択の企業が租税協定発効国へ送金を行う場合、法人税と追加税の課税率は合計で最高 35%とされていたが、この税率の適用に関し、簡素化法の移行条項 4 条において、2017 年 1 月 1 日以前に署名が行われ 2019 年 12 月 31 日以前に発効する協定に対しても、同様に最高税率 35%が適用されるとしている。

なお、チリ国税庁（SII）は 2016 年 1 月 27 日、パリで多国間租税情報交換協定に署名した。同協定は、多国籍企業のグローバルなオペレーションに関する情報交換・共有を行うのが目的で、チリと日本を含む計 31 カ国が参加している（図参照）。



<外資誘致に向け対内投資促進庁が活動開始>

対内投資関連では、2016年1月21日付で経済省の法効力を有する令 DFL1 号が官報に掲載され、対内投資促進庁 (APIE) が活動を開始した。ビセンテ・ミラ長官は、マイニング・サービス、エネルギー、食品、インフラの4分野に重点を置いて、今後2年間で4ヵ所の海外事務所 (ヨーロッパに2ヵ所、米国、アジアに各1ヵ所) を開設し、積極的な投資の誘致活動を行っていく予定、とコメントしている。また、国内においては、地方への投資促進のために、経済開発公社およびイマヘン・デ・チレ財団との協定に署名している。

ちなみに、チリ国内において2016年1月1日付に変更された税率は、表のとおり。APIEの活動開始から4年間は移行措置として、旧外資法 (DL600号) に基づく投資契約が可能となっているものの、税率は2.45%アップしていることに留意したい。

2015年から2016年にかけての税率変更

		2015年	2016年
法人税		22.5%	24%
印紙税	月次	0.033%	0.066%
	年次・上限	0.4%	0.8%
	定めなし	0.166%	0.332%
自動車グリーン税(NOx排出量の係数)(注1)		60	90
旧外資法(DL600号)に基づく投資契約において適用される不変税率(注2)		42%	44.45%

(注1) 2015年の自動車グリーン税: $UTM = (35 / \text{燃費} + 60 \times \text{NOx排出量}) \times (\text{販売価格} \times 0.00000006)$ 。UTMとは、Unidad Tributario Mensualの略で、月間課税単位。2ヵ月前の消費者物価上昇率に応じ毎月改定される。2016年2月の1UTMは4万4,955ペソ。

(注2) 対内投資促進庁(APIE)の活動開始から4年間、移行措置としてDL600号に基づく投資契約締結が可能。

(出所) 税制改革法(2014年9月29日官報掲載)ほかを基に作成

(注1) インテグランド方式(所得税法14条A)では、法人税と追加税を合わせた税率が全所得の35%、セミ・インテグランド方式(所得税法14条B)では、法人税と配当・送金に対する追加税とを合わせた税率が44.45%となる。

(注2) UFとは、消費者物価指数の変化率に応じて調整されるインデックスでUnidad de Fomentosの略。毎月9日に発表され、翌10日から翌月9日まで適用される。2016年2月1日の1UFは2万5,629.09ペソ(約4,100円、1ペソ=約0.16円)。

コロンビア

重税に企業が反発、新たな税制改革案審議へ

コロンビアでビジネスを行う上で課題の1つとされるのが負担の大きい税制だ。たびたび改革が行われて税務は煩雑になっている。2014年末の税制改革で公平税(CREE)が据え置かれたり、保有資産税が新設されたりするなどして、企業の負担はさらに重くなった。企業の反発は強く、新たな税制改革案が3月半ばから議会で審議される予定だ。

<過去20年に13回も税制改革、ビジネスの障害に>

世界銀行が発表している「Doing Business」で、コロンビアは189カ国中、2015年34位、2016年54位となっており、中南米諸国の中ではビジネスがしやすい国とされている。2016年を評価基準項目別にみると「信用力」(2位)、「小規模投資家保護」(14位)などは上位にあるものの、「徴税」は136位と中南米諸国の中でも低い評価となっている。2016年の総合順位が54位に下がった背景には、2014年末に行われた税制改革がある。ジェトロが2015年10～11月に行った「中南米日系進出企業経営実態調査」でも、財務・金融・為替面での問題点として、52.4%の在コロンビア日系企業が「税務の負担」と回答している。税制改革前の2014年の調査時は27.8%にとどまっていた。過去20年間に13回におよぶ税制改革が行われ、複雑化した税制が混乱を招きビジネスの障害になっている。

<公平税など2014年改革の主な変更点>

税は国税と地方税に分かれている。国税には法人税、臨時利益税、金融取引税、付加価値税、保有資産税、消費税などがあり、地方税には工業・商業税、固定資産税、登記税などがある(表1参照)。

表1 主な税

	種別	税率など
国 税	法人税 (Impuesto sobre la renta)	一般税率25%、フリートレードゾーン内15%。
	臨時利益税 (Ganancias ocasionales)	法人への税率10%。資産の売却による収益、企業の清算による収益、遺産相続、贈与、宝くじ、賞金およびそれに類するものによる収入に課税される。
	公平税 (Impuesto sobre la renta para la equidad: CREE)	2016年の税率9%。ただし2018年までの時限措置として、課税所得額が8億ペソを超えた法人は超過所得に対して2016年6%、2017年8%、2018年9%が追加で課税される。保険医療制度の財源として徴収される。
	金融取引税 (Gravamen a los Movimientos Financieros: GMF)	2016～2018年0.4%、2019年0.3%、2020年0.2%、2021年0.1%、2022年1月に廃止。銀行振り込みや口座間取引、口座からの引き出しや引き落としなどに課税される。
	付加価値税 (Impuesto al Valor Agregado: IVA)	標準税率16%、特別税率0%または5%（一部の品目を除き、0%、5%、16%の3段階の税率）。
	保有資産税 (Impuesto a la riqueza)	税率は2016年0.15～1%、2017年0.05～0.4%。保有資産額による。
	消費税 (Impuesto al consumo)	自動車、電話通信、レストランなどのサービスに課税され、課税率はサービスによって4%、8%、16%。
地 方 税	工業・商業税 (Impuesto de industria y comercio: ICA)	税率は0.2%から1.4%で地方自治体によって異なる。工業、商業活動に対して課税される。
	固定資産税 (Impuesto predial)	税率は0.3%から3.3%で地方自治体によって異なる。固定資産に対して課税される。
	登記税 (Impuesto de registro)	0.1%から1%で地方自治体によって異なる。商工会議所や公文書登記所に対して行う契約、商取引、書類の登記手続き、商業登録などに課税される。

(出所) コロンビア貿易投資観光振興機構(Procolombia) 資料を基に作成

2014年12月に行われた2014年法律第1739号における税制改革は、CREE、金融取引税、保有資産税の変更が主な内容だ。

CREEは2012年法律第1607号によって、2013年1月1日に導入されている。2013～2015年は9%の税率が適用され、2016年からは8%に引き下げられる予定だったが、2014年法律第1739号によって9%に据え置かれた。同様に2015年から2018年の時限措置として、8億ペソ（約2,400万円、1ペソ＝約0.03円）の課税所得額を超過する所得については一定税率（2015年5%、2016年6%、2017年8%、2018年9%）が上乗せ課税される。

金融取引税は2006年法律第1111号により始まり、銀行口座からの振り込み、引き落としなどの口座間取引に0.4%課税される。2014年法律第1739号によって、2018年までは税率0.4%を維持し、以降毎年0.1%ずつ下げ2022年に廃止することが決まった。

保有資産税は 2006 年に制定された財産税に代わり、2014 年法律第 1739 号によって新設された。2015 年 1 月 1 日時点で 10 億ペソの資産を保有する者が対象で、法人は 2015～2017 年までそれぞれ 1 月 1 日時点の保有資産額を基準に資産額により税率が定められている(表 2 参照)。

表2 保有資産税率 (単位:%)

	保有資産額	税率	課税式
2016年	10億～20億ペソ	0.15	保有資産額×税率
	20億～30億ペソ	0.25	(保有資産-20億ペソ)×税率+300万ペソ
	30億～50億ペソ	0.50	(保有資産-30億ペソ)×税率+550万ペソ
	50億ペソ以上	1.00	(保有資産-50億ペソ)×税率+1,550万ペソ
2017年	10億～20億ペソ	0.05	保有資産額×税率
	20億～30億ペソ	0.10	(保有資産-20億ペソ)×税率+100万ペソ
	30億～50億ペソ	0.20	(保有資産-30億ペソ)×税率+200万ペソ
	50億ペソ以上	0.40	(保有資産-50億ペソ)×税率+600万ペソ

(出所)表1に同じ

<企業収益税の導入と付加価値税の増税が焦点>

これらの税制改革に対しては、その複雑さとともに、所得の多い大企業からの税収増という安易な方法を選んだと、民間企業は反発している。それを受け、政府は専門家による税制改革委員会を設置し、税制を簡素化することを目指している。

同委員会は 2015 年末にマウリシオ・カルデナス大蔵・公債相に対して、今後必要とされる税制改革についてまとめた最終報告書を提出した。報告書の趣旨としては、税負担割合が偏っていることと、公平税、累進課税(簡易累進課税含む)、保有資産税を 1 つにまとめて「企業収益税」とすることが提案されている。さらに、付加価値税(IVA)の免除品目を減らした上で、16%の税率を 19%まで引き上げ、たばこ、アルコール、燃料などに対しても増税するよう提案している。とりわけガソリンなどの燃料への課税が国際水準に比べて低いことを指摘した上、12%の税率を 30%程度に引き上げることを提案している。これについて同委員会は「燃料への増税は環境保全にも好影響があり、インフラ事業の予算確保を容易にするために増税する余地は大いにある」としている。これらの次なる税制改革は 2016 年 3 月中旬からの議会で議論される見通し。

<フリートレードゾーンに 1,400 社進出>

「Doing Business 2016」によると、コロンビアの法人税の実効税率は 69.7%と、中南米・カリブ地域の平均 47.7%をはるかに上回る。この高い税率を回避する方法の 1 つは、フリートレードゾーンに拠点を設けることだ。投資額や雇用数に条件はあるものの、法人税は 15%になり、輸入関税、IVA も保税される(商品を国内に販売した段階で課税)。

フリートレードゾーンに進出している企業は約 1,400 社あり、業種も物流・輸送のみなら

ず情報通信、食品・飲料製造など幅広い。コロンビア全体では貿易赤字が膨らんでいる一方で、フリートレードゾーンからの輸出は伸びている。国家統計庁（DANE）の発表によると、2015年1～11月のフリートレードゾーンからの輸出は前年同期比24.5%増となり、輸出全体の17.7%を占める。国内市場はもちろんのこと、中米・南米北部の数カ国を市場として捉え、コロンビアを拠点にする場合にもフリートレードゾーンの税制インセンティブはメリットになる。

メキシコ

憲法改正で最低賃金を罰金・制裁金の単位から分離

官報1月27日付で新たな憲法改正が公布された。最低賃金を罰金や制裁金の単位と切り離し、罰金や制裁金には新たな単位(UMA)が設定された。メキシコ国立統計地理情報院(INEGI)が担当してUMAの初期値を決定し、以後原則インフレ率との連動で改定する。他方、これまでインフレ連動だった最低賃金改定はその縛りが解かれ、今後は上昇率がインフレ率を上回る可能性が出てきた。

<一般企業の実態より低かった最低賃金>

最低賃金は、政府、労働組合、経済界の代表からなる国家最低賃金委員会(CONASAMI)によって決定される。「一般」と「職種別」の2種類あるが、「一般」について、足元の最低賃金改定状況は表のとおり。経済環境により3つの地域に分けられていたが、2012年11月26日付官報公布により、B地域がA地域に統合され、C地域がB地域扱いの2地域となった。その後、2015年9月30日付官報公布で、地域の区別なく1本化された。現在の最低賃金は、2015年12月18日付官報公布により、2016年1月1日から日給73.04ペソ(約453円、1ペソ=約6.2円)となっている。

最低賃金(日給)の推移 (単位:ペソ)

発効日	A地域	B地域	C地域
2010年1月1日	57.46	55.84	54.47
2011年1月1日	59.80	58.10	56.75
2012年1月1日	62.33	60.57	59.08
2012年11月27日	62.33	60.57	
2013年1月1日	64.76	61.38	
2014年1月1日	67.29	63.77	
2015年1月1日	70.10	66.45	
2015年4月1日	70.10	68.28	
2015年10月1日	70.10		
2016年1月1日	73.04		

(出所) 国家最低賃金委員会(CONASAMI)

もともと、労働法第90条に最低賃金の定義として、「一家の長が日常の必要性を満たし、子女の義務的教育を与えるのに十分であるべきもの」とされている(憲法123条にも同様の記載)。この理想と現実には差があるため、実際問題として通常、一般企業の最低賃金は、この法定最低賃金の2~3倍程度が相場とみられる。

＜インフレ率連動から外れる最低賃金＞

また、これまで最低賃金は、各種罰金や制裁金などの単位としても使用されてきた。このため、CONASAMIは最低賃金の改定の決定において、純粹に家計を営む上での最低の賃金というあるべき姿に加え、罰金・制裁金の支払い単価の上昇も考慮しなければならず、最終的な改定率は毎年、ほぼインフレ率連動で落ち着いてきた。

現行の仕組みが最低賃金の抑制をもたらしているとの観点から、真っ先に地方自治体が動いた。メキシコ市連邦区議会が2014年11月25日、連邦区制定の罰則に適用する罰金などの単位を制定し、最低賃金とは連動させずに運用する法案を可決した（2014年11月28日公布）。最初の設定単位を2014年A地域の最低賃金だった67.29ペソと定め、2015年1月1日以降適用した。以後、インフレ率に連動させ、最低賃金とは切り離して毎年改定することとした。

連邦政府もこれに呼応する動きをみせ、2014年12月10日に連邦下院議会が関係する憲法改正案を可決し、最終的には2016年1月27日付官報で公布された。

改正憲法によると、第123条A項VI第1段落で「最低賃金は指標、単位、ベース、測定ないしは参照用の目的に用いることはできない」と規定された。また、第26条B項では「測定・更新の単位（UMA）はINEGIが法の規定に従って計算する」としている。これを受け、1月28日付政府官報において、INEGIによりUMAの初期値が公表された。そのUMAの1単位は73.04ペソと1月1日改定の最低賃金と同額に設定され、1ヵ月単位は2,220.42ペソ、年単位は2万6,645.04ペソと設定された。月単位のUMAは1日単位に30.4日分を、年単位は月単位に12を乗じたもの（改正憲法移行措置2条）。今後120日以内にUMAの額の決定方法のための2次法制を国会が定めるとされている（移行措置5条）が、同条に規定されるように、基本的には毎年1月に前年12月時点の年間インフレ率を基に、UMAの金額を改定していくものとみられる。他方、最低賃金改定率はインフレ連動を外れていくとみられている。

＜最低賃金の高騰が労使交渉に影響も＞

今回の改正の趣旨が、最低賃金の抑制をもたらしていた罰金・制裁金の単位との連動をやめることにある以上、今後最低賃金がインフレ率以上に改定されることを想定しておく必要はあるだろう。一般企業は現状で最低賃金の2～3倍程度の賃金を支払っているため、最低賃金が追いついてくるのは相当先になるとみられる。ただ、賃金改定の労使交渉は、一般的に最低賃金の改定率をベースに行われることが多いため、インフレ率を超える改定があった場合には、交渉のベースが上振れして、例年の交渉とはやや勝手が異なる可能性も予想される。

外国人就労者の諸手続きを簡素化

2015年10月16日付内務省政令0633号により、国家移民監督庁が定める行政手続き要綱(TUPA)が改正され、2016年1月以降、外国人居住者に関する約130の手続きが簡素化、一部が撤廃された。同改正により、ペルーに居住する約8万5,000人の外国人の就労ビザや滞在許可延長などの諸手続きが簡略化される。

<外国人税の納付手続きをオンライン化>

国家移民監督庁(旧DIGEMIN:内務省入国管理・帰化局)によると、2014年までの10年間で、労働ビザ(居住・短期を含む)の年間発給件数が1,463件から1万3,065件へと約9倍に急増した。こうした現状を受け、手続きの迅速化が求められたことから、外国人就労者の諸手続きが簡素化された。

ペルーに居住する外国人は、毎年20ドルの外国人税(TAE)を納付する必要がある。従来は、国立銀行のラ・ナシオン銀行で納付した後、発行されるレシート番号を国家移民監督庁の窓口で提示することでTAE納付証明書が発行されていたが、国家移民監督庁での手続きに相当の時間を要していた。しかし、2016年1月以降、同庁のオンラインサービスシステムにユーザー登録を行うことで、オンラインで手続きを行うことが可能になった。なお、TAEはペルー人を配偶者に持つ外国人と宗教家、難民は免税申請することができるが、これについてもオンラインでの手続きが可能となった。

具体的な手順としては、まずラ・ナシオン銀行で外国人税の納付を行い、その後、同銀行発行の納付確認番号をオンラインサービスシステムに入力することでTAE納付証明書が発行され、国家移民監督庁の窓口に出向く必要がなくなった。同証明書の発行手続きの期限は1月～3月末で、期限を超えると3ヵ月ごとに100%ずつの超過金が上乘せされ、40ドルから最高100ドルまで引き上げられる。同証明書の発行手続きは首都リマの国家移民監督庁の窓口でしか行えず、地方州在住の外国人就労者はリマへの往復費用の負担を強いられてきたが、オンライン処理によりリマまで手続きに出掛ける必要がなくなり、証明書発行手続きの遅延回避の効果も期待される。

加えて、外国人税が納付済みであることを証明するためのホログラムシールが廃止された。従来は、居住外国人に対し発行される外国人登録証(居住外国人の身分証明書)の裏面にホログラムシールを貼ることが義務付けられていたが、これが不要となった。また、

毎年行われる滞在資格延長手続きを完了していることを証明するホログラムシールについても、2016年1月に廃止された。ペルーの公的機関や企業が、TAE 納付状況や滞在資格の有無を確認する場合には、国家移民監督庁のウェブサイトで確認できるようになった。

<労働ビザなどの手続きも簡素化>

外国人就労者が労働ビザの滞在資格の種別（短期から在住など）を変更する際には、経済的身分保証書の提出が必要だったが、これが廃止され、提出が不要となった。同保証書は配偶者のビザ申請時にも必要だったが、同様に廃止された。また、外国人が労働ビザを申請する際、ペルーの労働雇用促進省の承認を経た労働契約書の提出が必要だが、有効期限に係る取り扱いが緩和された。従来、同省の承認後 15 営業日以内にビザ申請を行うことが定められていたが、手続き中に期限切れとなることを回避する目的で、30 営業日以内へと延長された。また、労働ビザを延長する場合は、これまで直近 3 ヶ月分の給与明細書の提出が必要とされていたが、2 ヶ月分へと簡素化された。

毎年、申請が必要な家族のビザ延長手続きには、結婚証明書、出生証明書の提出が求められていたが、これらの書類も不要となった。これまで日本人駐在員の配偶者や子供の延長手続き時に、結婚や出生を証明するためにその都度、日本の戸籍謄本の入手が必要で、事務負担は大きかった。

今回簡素化されたものについては、日本とペルーの経済連携協定（EPA）で規定され、両国政府間に発足するビジネス環境整備小委員会において、日本側から改善の必要性が指摘されてきた労働ビザや外国人登録証の申請などの手続きが含まれており、日系進出企業も評価している。今回の改正により、外国人就労者の諸手続きの簡素化が図られ、外国企業の活動のさらなる活発化が期待されている。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20150180>

中南米における制度改定の動向

作成者：日本貿易振興機構（ジェトロ）
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
TEL：03-3582-4690（海外調査部米州課）

<https://www.jetro.go.jp>

禁無断転載